



議案第五十九号

昭和五十八年度蚕繭共済無事戻し金の支払について

次のとおり昭和五十八年度蚕繭共済無事戻し金の支払について、三朝町農業共済条例（昭和三十九年三朝町条例第十一号）第五十三条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十八年六月十六日

三朝町長 松村喬成

昭和五十八年六月拾七日

原案可決

三朝町議会議長名越典由

一 支払対象年度 昭和五十五年度から昭和五十七年度まで

二 支払対象者数 一人

三 支払金額 一、〇三八円

四 支払の時期 鳥取県農業共済組合連合会が交付した日から五日以内